

# KITAHAMA<sup>+</sup>

北浜法律事務所 リーガルマガジン  
KITAHAMA PLUS

Vol. 03

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。



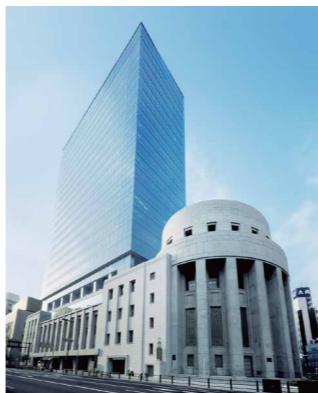
**特集 2020コーポレートガバナンス  
会社法改正のポイントは何か？**



クライアントとともに。

法務 Troubleshooting  
紛争案件の初期段階における留意点

元裁判官が語る「知財訴訟」  
窓元めぐりの魅力



大阪事務所

〒541-0041  
大阪市中央区北浜1丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)  
FAX: 06-6202-1080 / 06-6202-9550



東京事務所

〒100-0005  
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号  
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)  
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)  
FAX: 092-263-9991

弁護士

渡辺徹

特集

## 2020コーポレートガバナンス

# 会社法改正の ポイントは何か？

令和元年12月、上場企業に社外取締役の選任義務化を盛り込んだ会社法の改正案が成立しました。

日本取締役協会「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査」(2018年8月)によれば、

既に東証一部上場企業の24.4%が同設置会社となっており、活用が着実に広がってきています。

今回の改正は、コーポレートガバナンスの一層の強化を目的とした見直しです。

弁護士

谷口明史

コーポレート・会社法  
リスクマネジメント・コンプライアンス

コーポレート・会社法  
ベンチャーファイナンス・IPO



渡辺徹 弁護士

Toru Watanabe



会社法関連分野のパートナー弁護士として、各種M&A、スクリューアウト、株主総会対策、アカディビスト対応、経営権争い、会社訴訟、商事非訟、株主代表訴訟、資本政策、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンス、など多方面から攻めと守りの企業サポートを行っている。大阪地裁の商事専門部より、総会検査役及び業務執行検査役に選任。会社法関連の司法試験査定委員を務めた。京都大学法科大学院客員教授(会社法実務演習)

谷口明史 弁護士



M&Aを中心とするコーポレート分野、IPO・ベンチャー支援、ストラクチャードファイナンス・不動産ファイナンス等の各種ファイナンス分野、その他企業間紛争を含め幅広く企業法務に関与し、M&Aにおいては、株式譲渡、合併・会社分割等の組織再編、ジョイントベンチャーのほか、TOBや第三者割当増資など、各種案件の経験を有している。

Akihito Taniguchi



KITAHAMA<sup>PLUS</sup>



message

「令和」も2年目になり、AI・ビッグデータなどの技術革新や、グローバル市場での熾烈な競争、M&Aなど、企業が新しい時代を果敢に切り拓く動きがますます加速しています。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けては、総務省がテレワークの普及促進を行い、五輪を追い風に働き方改革の取り組みが進行しています。

また、会社法改正により、企業経営の透明性がより一層求められています。

SDGsの取り組みも進み、社会や環境、従業員、取引先、地域といったステークホルダーに対して、全方位で意識を向けることが必要となっています。

北浜法律事務所は、これら経営環境の変化に伴う法務リスクに対し、高い専門性を持つ弁護士がクライアントの皆様に寄り添い、支え、ともに歩み、国内外のあらゆる案件をワンストップで解決しています。

企業活動を進化、加速させる力強いパートナーとしていつもクライアントのそばにいます。



弁護士法人北浜法律事務所 代表

森本 宏



# 会社法改正の要点を 簡単につかみましょう。



## 会社法改正の概要

令和元年臨時国会において、会社法が改正されました。今回の改正は多岐にわたっており、①株主総会資料の電子提供制度、②株主提案権の制限、③取締役の報酬等、④補償契約、⑤役員等のために締結される保険契約、⑥業務執行の社外取締役への委託、⑦社外取締役の設置義務、⑧社債の管理、⑨株式交付、⑩責任追及等の訴えに係る訴訟における和解、⑪議決権行使書面の閲覧等、⑫会社の登記に関する見直し、⑬取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備です。

これらの改正は、原則として、改正法の公布日から起算して1年6ヶ月を経た後から施行される予定ですが、①株主日から施行されるが、②会社の総会資料の電子提供制度と、⑫会社の



株主総会に関する改正

現行会社法では、株主総会参考書類等は株主に書面で提供するのが原則であり、電子提供するためには、株主の個別同意が必要です。改正後は、株主総会資料の電子提供制度を導入した会社は、株主の個別承諾を取ることなく株主総会の日時及び場所、株主総会の目的である事項などを記載した招集通知のみを発送し、株主総会参考書類や計算書類などについては、ウェブサイトに掲載することで足りることになりました。

また、株主提案権の濫用的な行使を制限するため、株主が、同一の株主総会において、議案要領通知請求権を使して提案することができる議案の数は10個に制限されることになりました。なお、株主は、提出しようとすると議案について、優先順位を定めることもで

トに搭載することで足りることになります。

D&O保険に関する改正

補償契約とは、株式会社が、役員等の執行に関して発生した費用や損失の全部又は一部を会社が事前又は事後に負担する契約であり、株主総会（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）に対して、その職務の執行に關して発生した費用や損失の全部又は一部を会社が事前又は事後に負担する契約であり、株主総会（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）に対して、その職務

役会設置会社においては取締役会)の  
決議をもつて締結することができるこ  
とが明確になります。

また、いわゆるD&O保険について  
も改正がなされており、株主総会(取  
締役会設置会社においては取締役会)  
の決議により導入することが明確にな  
ります。

社外取締役に関する改正

①会社（指名委員会等設置会社を除く）と取締役との利益相反状況がある場合に、社外取締役に業務執行を委託できること、②監査役会設置会社（公開会社で、かつ、大会社に限る）であつて有価証券報告書提出会社である会社について、社外取締役の設置が義務付けられたことが挙げられます。

株式交付の創設

株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいうと定義されています。



北浜法律事務所は、コーポレート・会社法の分野において、豊富な業務実績があります。どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088  
福岡事務所 TEL 092-263-9990 <https://www.kitahama.or.jp>

会社法改正に関する詳細なご説明については、当事務所のHPに掲載しているニュースレターとして、順次公表していく予定ですので、そちらも是非ご覧ください。

登記に関する見直しのうち会社の支店

公布日から3年6ヶ月を超えない範囲  
内において政令で定める日から施行さ  
れることとされています。

近年、取締役に対するインセンティ  
ブとして、株式や新株予約権による報  
酬を付与する例が増えていますが、こ  
のような報酬に対し適切なガバナン

ここでは、今回の会社法改正の一部について簡単にご説明します。

近年、取締役に対するインセンティブとして、株式や新株予約権による報酬を付与する例が増えていますが、このような報酬に対して適切なガバナンスを及ぼすため、取締役報酬に関する規律が見直されています。

## 取締役報酬に関する改正

# 紛争案件の 交渉段階における留意点

何事も最初が肝心です。今回は、紛争案件の初期段階（交渉段階）において、交渉方針を決定するために法的観点から案件を分析する際の留意点について、お話をさせていただきます。

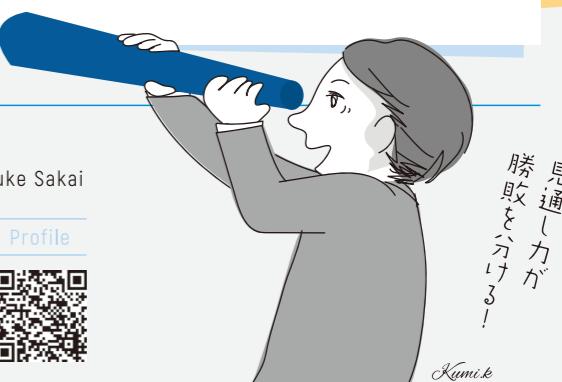
交渉方針を検討するにあたっては、万一交渉が決裂して、当該紛争が訴訟になった場合に裁判所がどのような判断をする可能性が高いかについて、できるだけ具体的な見通しを立てることがとても重要で、その見通しの信頼性が高ければ高いほど、自信を持って交渉方針を決定することができます。

具体的な調査・検討プロセスとしては、まずは、当方の主張と相手方の主張のそれぞれについて、その主張を実現するためにどのような法律構成が考えられるかについて、検討します。その上で、上

記検討結果を踏まえて、コンメンタールなどの文献や裁判例の調査を実施して、実際の類似する事案において裁判所がどのような判断をしているかを網羅的に調査します。この裁判例等の調査は、多くの場合、かなりの時間を要し、根気の要する作業になりますが、とても重要です。

例えば、裁判例の調査が甘く、当方に有利な類似裁判例を発見したが、相手方に有利なり説得的な類似裁判例を見落とした場合、当方に有利な裁判例にのみ依拠して、交渉を展開したが、交渉が決裂して、その後の訴訟において、相手方から相手方に有利な裁判例に依拠した主張がなされ、当初の見通しが崩れてしまうことがあります。このような事態は絶対に避けなければなりません。

いざ紛争が発生した際、初期段階において、徹底した法的分析を行っておくことはとても重要といえます。



酒井 大輔 弁護士

Daisuke Sakai



M&A・コーポレート分野及び紛争解決分野をメインに取り扱い、特に中心的な業務はクロスボーダーのM&A案件。クロスボーダーM&Aのうち日本企業のリーガルアドバイザーとして、日本企業による海外企業への投資案件・買収案件(いわゆるアウトバウンド案件)を取り扱うことが多く、海外企業のリーガルアドバイザーとして、海外企業による日本への投資案件・買収案件を取り扱うこともある。このほか、国内のM&Aや訴訟対応などの紛争処理案件も多い。

## 元裁判官が語る

知財訴訟における  
企業担当者の役割



Kumiko

大須賀 滋 弁護士 Shigeru Osuga

Profile



平成30年11月にオブカウンセルとして東京事務所に入所。入所前は、平成30年7月まで裁判官として勤務し、裁判所では、主として知的財産権関係の訴訟事務を担当し、知財高裁、東京地裁知財部で勤務。知的財産権訴訟関係のプロフェッショナルである。

私は、裁判所に勤務していた当時、知財高裁や東京地裁知財部で知財訴訟を担当しておりました。ご承知のとおり、知財訴訟は特許、商標、意匠、著作権等の専門的な事件を扱うものです。知財訴訟も手続的には一般の民事訴訟の枠組みで行うのですが、大きく異なるのは、技術系を含む企業の訴訟担当者の方々の手続への関与の程度が大きいことと、訴訟進行に関して企業担当者の担う役割が大きいと考えられます。

特許訴訟の技術説明会においては、会社の担当者が裁判官や専門委員、調査官を前にしてプレゼンをされることがあります。また、特許訴訟など、権利の侵害の議論と損害論を段階的に行う場合には、侵害の議論が終わったら

段階で、裁判所が侵害か否かの心証を開示して損害論に進むかどうかを示すのが通常ですが、その場合に、私が留意していたのは、企業の担当者の皆さんが会社に帰つて具体的な報告ができるように、詳しく心証を開示することでした。また、心証開示の際には、訴訟代理人だけではなく、会社の担当者の方々の反応も関心をもつて見ておりました。

このように知財訴訟においては、企業担当者の方々の活躍の場と存在感が大きく、訴訟代理人と密に連携する必要があるようになります。今後も元裁判官としての経験を踏まえて、知財訴訟の実務についてクライアントの皆様に有益な情報をご提供できればと思います。

## ビジネスパーソンの休憩時間

### 窯元めぐりの魅力

私は北浜法律事務所福岡事務所にて執務しております。九州は有田、伊万里、唐津、小石原、小鹿田、薩摩等の焼物が有名で、GW中に開催される有田陶器市には、全国から120万人以上が訪れます。私は、数年前から九州各地の窯元巡りの魅力にはまっています。福岡のお隣、佐賀の有田焼は、三大美肌の湯で知られる嬉野温泉が近くにあり、窯元めぐりの後は、ゆったりと温泉に浸かり、嬉野茶やトロトロの温泉豆腐を堪能できます。また、長崎の波佐見焼にも近く、様々な窯元を訪れお話を聞くのも楽しみの一つです。波佐見焼は、お洒落でモダンなデザインが多く、その中でも白磁に手彫りを施した「一真窯」の器は、JR九州のスイーツ列車でも使われるほど大人気です。お気に入りの陶器に注いだビールは格別で(遠赤外線効果で不思議なくらいまろやかになります。)、毎日、家で至福の時間を過ごすことができます。

秋山 美華

外国法事務弁護士  
Mika Akiyama



Profile

